

恵庭市中小企業等振興融資制度について

<利率の変更について>

本市の中小企業等振興融資制度の利率については、北海道の融資利率に準拠し、毎年4月1日及び10月1日付けで見直すこととしているところです。

このたび、9月5日に北海道より、10月1日付で利率が変更になると通知がありました。そのため、10月1日以降に実行される融資より利率を変更しております。

○ 利率比較表

資金の区分	年数	変更前	変更後
一般事業資金	3年以内	1.6%	1.9%
	5年以内	1.8%	2.1%
	7年以内	2.0%	2.3%
	10年以内	2.2%	2.5%
小口事業資金	3年以内	1.4%	1.7%
	5年以内	1.6%	1.8%
	7年以内	1.8%	2.0%
	10年以内	2.0%	2.2%
起業家育成資金	3年以内	1.2%	1.4%
	5年以内	1.4%	1.6%
	7年以内	1.6%	1.8%
	10年以内	1.8%	2.0%

※なお、融資申請日の利率で全期間固定となっております。（扱いに変更なし）